



# 各減免措置の考え方

個人市民税  
法人市民税  
軽自動車税  
事業所税

個人市民税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)	方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
						納税義務者数	減免額(千円)
1	A	災害被災者	人的被害 100~60 住宅家財被害100~15 (所得・被害程度による)	継続	・地方税法に掲げられている減免事由であり、担税力を喪失していることから継続する。	26	1,658
2	B	生活扶助受給者等	100	継続	・生活保護法による生活扶助やその他の扶助(住宅・教育等扶助)を受ける方については、担税力が著しく低いことから、減免措置を継続する。 ・公的扶助(児童扶養手当等の扶助)や私的扶助(生計を一にしない親族等からの扶助)を受ける方については、所得割非課税基準の所得以下の方のみを減免の対象としており、生活保護法における扶助を受ける方と同等に担税力が低いことから、減免措置を継続する。	607	18,260
3	C	失業者 (単身者:所得115万円・ 145万円以下)	[単身者の場合] 所得115万円以下:100 所得145万円以下:70	一部見直し	・個人市民税が翌年課税であることを踏まえ、失業者や大幅な所得減少が見込まれる方の担税力の喪失等を考慮し、基準を見直したうえで減免措置を継続する。  所得基準(単身者)の見直し 所得115万円以下から所得170万円以下に引上げ (単身世帯の割合が高い実態を踏まえ、生活保護基準等を参考に単身者の所得基準を変更する。)	2,021	50,188
4	C	所得減少者 (単身者:所得115万円・ 145万円以下)	[単身者の場合] 所得115万円以下: 所得減少率を乗じた額の 70 所得145万円以下: 所得減少率を乗じた額の 50	一部見直し	加算額の見直し 扶養親族等1人ごとに111万円の加算から、扶養親族等1人(2人世帯)では67万円、以降、扶養親族等1人ごとに35万円の加算に変更 (加算額については、所得割非課税基準の計算方法を採用する。)  減免割合の見直し 減免割合を1段階追加して3段階とし、各段階の所得基準額の差を30万円から40万円に変更 失業者.....全額(所得170万円以下)・7割(所得210万円以下)・5割(所得250万円以下) 所得減少者...所得減少率を乗じた額の7割(所得170万円以下)・5割(所得210万円以下) ・3割(所得250万円以下) (他都市の減免割合や所得基準を参考に失業者に5割・所得減少者に3割軽減の段階を設ける。) (資料1-1、1-2、1-3参照)	141	2,809
5	C	障がい者・未成年者・寡婦(夫) (所得150万円以下)	50	一部見直し	・地方税法において非課税基準が設けられ、所得125万円以下は税負担がないが、非課税基準を若干上回ると、全額の税負担が生じることになるため、急激な負担増に考慮し、基準を見直したうえで減免措置を継続する。  所得基準の見直し 所得150万円以下から所得135万円以下に引下げ (税負担後の実質的な所得金額が非課税基準の125万円を下回ることのない水準(135万円)まで所得基準を引き下げる。)  減免割合の見直し 一律5割軽減から、所得130万円以下を7割軽減、135万円以下を5割軽減に変更 (資料2参照)	87	804

個人市民税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)	方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
						納税義務者数	減免額(千円)
6	C	学生・生徒 (所得65万円・125万円以下)	所得65万円以下:100 所得125万円以下:50	廃止	<p>・この減免措置は、戦後の働きながら学ぶ学生の特殊事情を鑑み、所得税において昭和26年に勤労学生控除が創設されたことを考慮して実施してきたものである。</p> <p>・なお、個人住民税においても、昭和37年度に勤労学生控除が創設され、税負担の軽減が図られたが、減免制度は継続してきた。</p> <p>・しかしながら、学生・生徒を取り巻く社会環境は大きく変化し、授業料減免、奨学金貸与制度の充実やアルバイトなど雇用形態の多様化によって就労機会も拡大している。</p> <p>・これらの状況を踏まえると、現在では減免措置の必要性は乏しくなっていると認められることから、減免措置を廃止する。</p>	184	2,305
7	C	相続人 (単身者:所得115万円・145万円以下)	[単身者の場合] 所得115万円以下:100 所得145万円以下:70	廃止	<p>・この減免措置は、相続により納税義務を承継した場合において、相続人の所得が低い場合は担税力が低いことを考慮して実施してきたものである。</p> <p>・しかしながら、相続の際には一定の財産が相続される事例も多いなか、納税義務の承継を含めた債務の方が大きい場合には相続放棄も可能であることから、減免措置を廃止する。</p>	113	4,998
8	C	公益事業に係る事務所等所有者	均等割 100	廃止	<p>・この減免措置は、慈善、芸術その他公益事業に供する事務所等を有し区外に居住する方について、公益性を考慮して均等割の免除を実施してきたものである。</p> <p>・しかしながら、30年以上の長期に渡って適用実績がなく、また、他都市においては同様の措置が実施されておらず、必要性が乏しいと考えられることから、減免措置を廃止する。</p>	0	0

「分類」欄について

見直しの基本的な考え方による分類「A～C」を表示している。

法人市民税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)	方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
						納税義務者数	減免額(千円)
1	C	認可地縁団体(収益事業を行わない場合)	均等割 100	継続	・地方自治法に基づき、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する方の地縁に基づいて形成されたもので、地域的な共同活動のための不動産等を保有するため、市町村長の認可を受けた団体である。 ・収益事業を行わないことから担税力が低いこと、区域の住民相互の連絡、環境の整備や集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動内容を行うことを目的としており、高い公益性があると認められること、同様の活動・実態である地域振興会や自治会などは人格を有さないため課税されないことを考慮して、減免措置を継続する。	80	3,846
2	C	特定非営利活動法人(収益事業を行わない場合)	均等割 100	継続	・収益事業を行わないことから担税力が低いこと、法律で規定された特定の非営利活動を行い、不特定かつ多数の方の利益など公益の増進に寄与することを目的として認証を受けた法人であり、高い公益性が認められることから、減免措置を継続する。	799	37,747
3	C	公益社団・財団法人(収益事業を行わない場合)	均等割 100	継続	・この減免措置は、収益事業を行わないことから担税力が低いこと、公益法人制度の改革以前の社団法人・財団法人が公益事業を行う目的で主務官庁の許可を得て設立されており、公益性が高いことを考慮して実施してきたものである。 ・平成20年に行われた公益法人制度改革により、改革以前からある社団法人・財団法人については、平成25年11月までに改めて内閣府又は都道府県から公益認定を受けて公益社団法人・公益財団法人となるか、それ以外の一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)等に移行することとされた。	228	10,701 <sup>1</sup>
4	C	一般社団・財団法人(非営利型法人)	均等割 100	廃止	・また、平成20年12月以後は、一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)については、非営利で一定の要件を満たせば、公益性がなくても設立が可能となった。 ・上記の変更を考慮し、減免対象を収益事業を行わず、公益法人認定法に定められた事業を行い、不特定かつ多数の方の利益の増進に寄与するものと認定されている公益社団法人・公益財団法人だけに減免対象を限定し、一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)を対象から除外する。	141	6,618 <sup>2</sup>
5	C	清算中の法人	均等割 100	廃止	・この減免措置は、清算中の法人が通常の営業活動を行っておらず担税力が低下していることを考慮して均等割の免除を行ってきたものである。 ・一方、赤字決算等により担税力が低下した法人については均等割を課しており、清算中であることをもって一律に減免を行うことは適当ではないため、減免措置を廃止する。	163	7,466

「分類」欄について

見直しの基本的な考え方による分類「A～C」を表示している。

「H23減免実績」欄について

1.2 公益社団・財団法人と一般社団・財団法人(非営利型法人)の減免額については、両者の減免合計額を納税義務者数で按分している。

軽自動車税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)	方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
						納税義務者数	減免額(千円)
1	A	被災車両	100	継続	・地方税法に掲げられている減免事由であり、担税力を喪失していることから継続する。	0	0
2	C	身体障がい者等専用車両(自己所有)	100	継続	・軽自動車は身体障がい者等の日常生活にとって不可欠の生活手段であり、軽自動車を使用することにより身体障がい者の社会参加の促進に寄与している。 ・補助金等の財政支援によることも考えられるが、行政コスト等を考慮し、減免措置を継続する。	1,799	10,831
3	C	身体障がい者等専用車両(生計同一人所有)	100	継続		77	435
4	C	身体障がい者等専用車両(特殊仕様車両)	100	継続	・その構造が専ら身体障がい者等の利用に供されるためのものである軽自動車は、自己所有及び生計同一人所有の軽自動車に代わるものとして、身体障がい者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっている。 ・補助金等の財政支援によることも考えられるが、行政コスト等を考慮し、減免措置を継続する。	437	2,231
5	C	社会福祉法人	100	継続	・社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立され、当該法人が保有する軽自動車については、社会福祉事業に使用され、住民の福祉の向上に寄与していると認められる。 ・補助金等の財政支援によることも考えられるが、行政コスト等を考慮し、減免措置を継続する。	82	347
6	C	宗教法人	100	廃止	・この減免措置は、改正前の民法第34条において公益法人の設立について「祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団」との規定があったことから、公益性を考慮し行ってきたものである。 ・宗教法人については公益性は認められるものの、その所有する軽自動車を使用することにより福祉の向上に寄与し、一律に減免の必要があるとは言えないことから、他の公益法人と同じ取り扱いとし、減免措置を廃止する。		

「分類」欄について

見直しの基本的な考え方による分類「A～C」を表示している。

「H23減免実績」欄について

納税義務者数は、軽自動車税については台数をカウントしている。

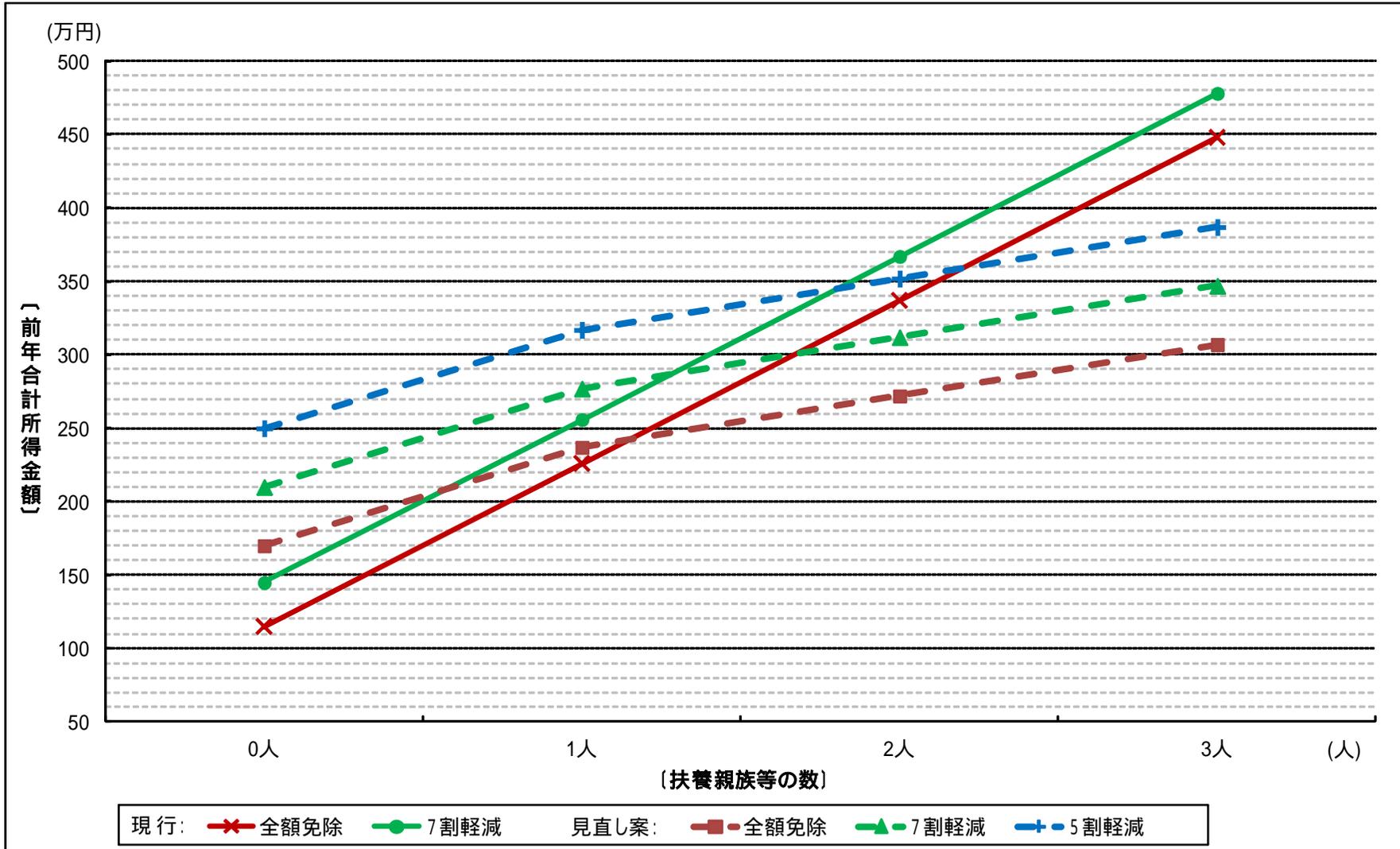
事業所税

項番	分類	減免内容	減免適用割合 (%)	方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
						納税義務者数	減免額(千円)
1	C	教科書の発行の事業の用に供する施設	資産割 50 従業者割 50	廃止	<p>これらの減免措置は、学術文化の振興や中小企業への配慮等の理由により講じてきた。</p> <p>しかしながら、収益事業を営んでいる施設について一律に事業所税の減免措置を実施することは適切でないことから、減免措置を廃止する。</p>	3	1,166
2	C	劇場等に係る施設	資産割 50 従業者割 なし	廃止		10	5,179
3	C	指定自動車教習所	資産割 50 従業者割 50	廃止		7	4,338
4	C	酒類の保管のための倉庫	資産割 50 従業者割 なし	廃止		13	7,991
5	C	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの	資産割 100 従業者割 100	廃止		28	29,580
6	C	織物の保管の用に供する施設	資産割 50 従業者割 なし	廃止		9	6,773
7	C	ビルメンテナンス事業の用に供する施設	資産割 なし 従業者割 100	廃止		51	74,852
8	C	列車内における食堂等の事業の用に供する施設	資産割 なし 従業者割 50	廃止		2	2,341
9	C	古紙回収事業の用に供する施設	資産割 50 従業者割 なし	廃止		2	948
10	C	家具の保管の用に供する施設	資産割 50 従業者割 なし	廃止		18	11,567
11	C	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋で3万㎡未満のもの	資産割 100 従業者割 100	廃止		174	211,100
12	C	簡易宿所営業の用に供する施設	資産割 75 従業者割 なし	廃止	<p>この減免措置は、日雇い労働者の生活の場として利用されており、収益性が低いことなどを考慮して講じてきた。</p> <p>しかしながら、収益事業を営んでいる施設について一律に事業所税の減免措置を実施することは適切でないこと、またアパートなど住居用施設に転用されるなど、減免適用施設が減少していることから、減免措置を廃止する。</p>	12	9,468

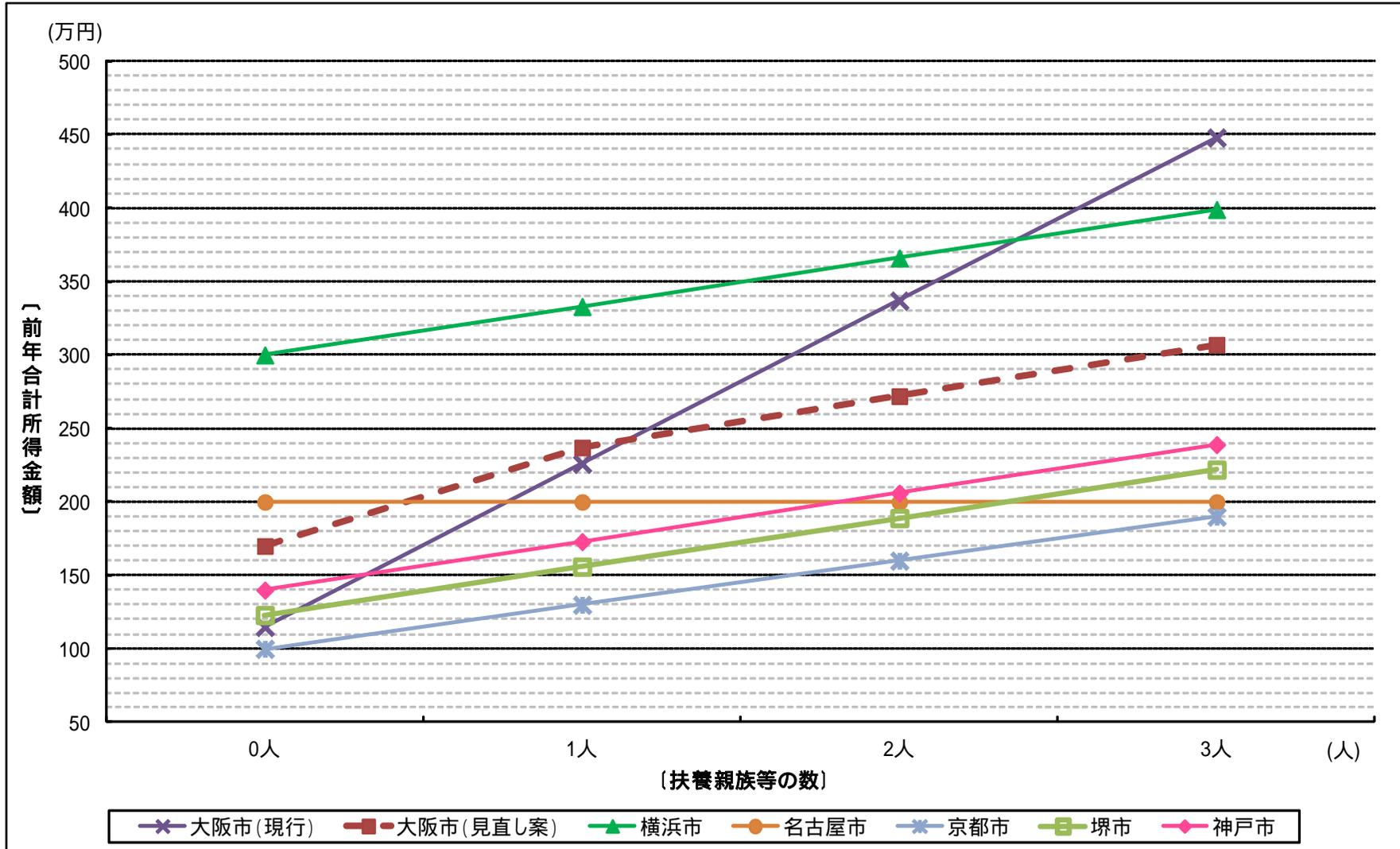
「分類」欄について

見直しの基本的な考え方による分類「A～C」を表示している。

## 失業者 減免 所得基準(現行・見直し案)比較

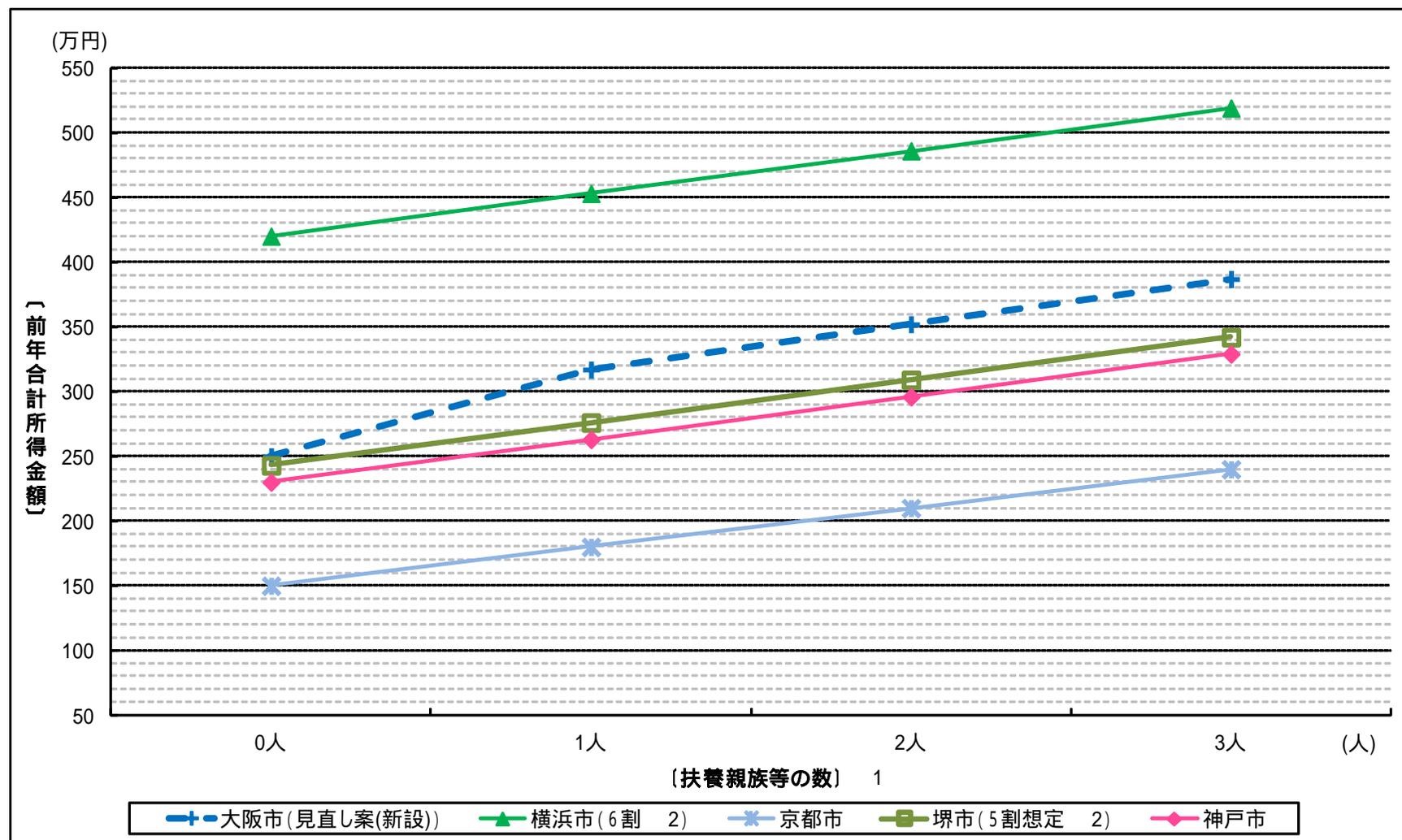


## 失業者 減免 全額免除 所得基準(他市比較)



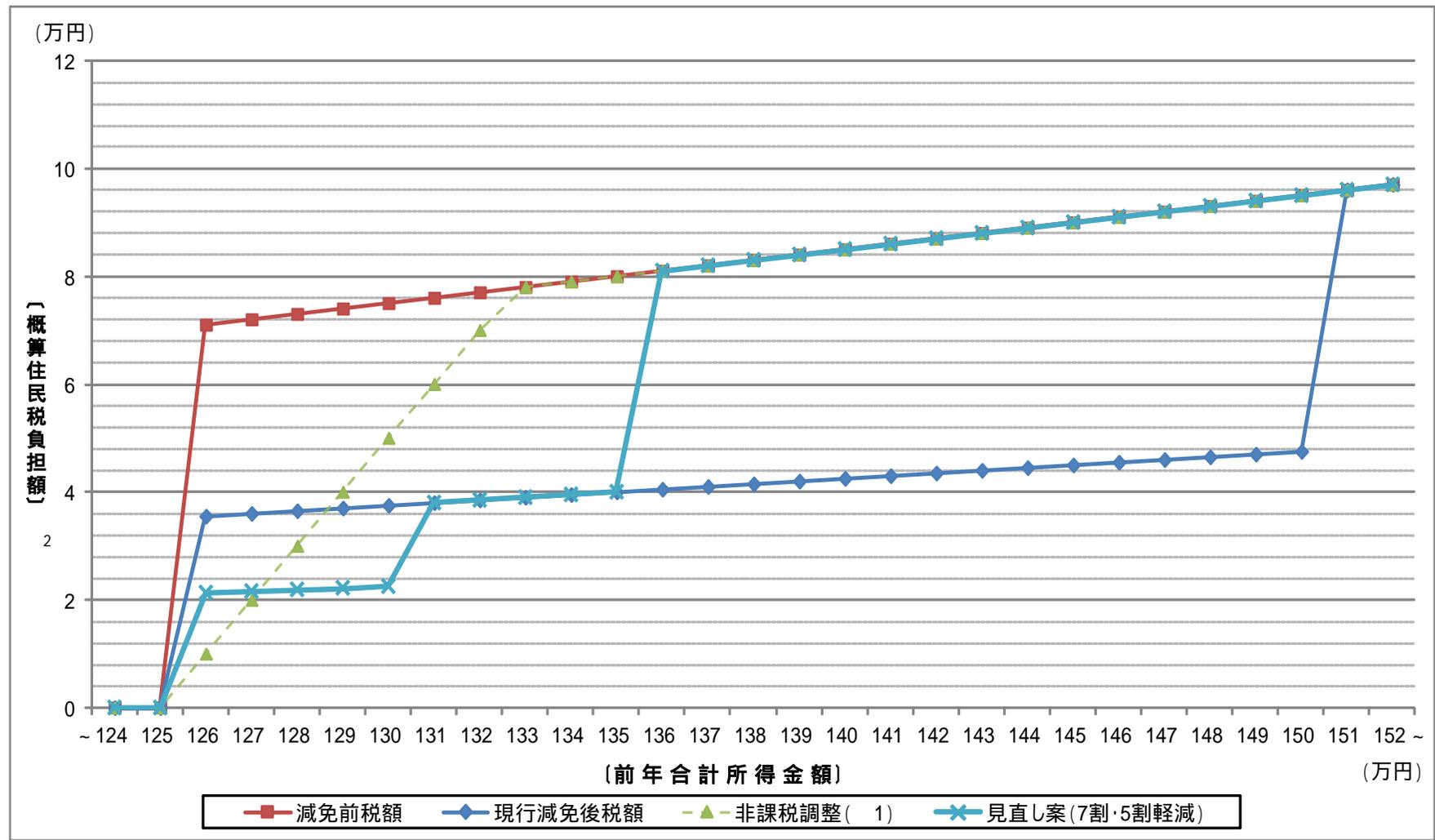
横浜市、堺市及び神戸市の扶養親族等の数による加算額は扶養親族の種別により異なるが、上記グラフでは一般の扶養控除額(33万円)としている。

## 失業者 減免 5割軽減 所得基準(他市比較)



- 1 横浜市、堺市及び神戸市の扶養親族等の数による加算額は扶養親族の種別により異なるが、上記グラフでは一般の扶養控除額(33万円)としている。
- 2 横浜市は6割より小さい軽減率を設けていない。また、堺市は5割の軽減割合がないため、6割と4割の所得基準の中間額としている。  
なお、名古屋市は全額免除以外の軽減措置は講じていない。

障がい者等減免 減免前・後 負担税額の比較



1 「非課税調整」は、税負担後の実質的な所得金額が非課税基準の125万円を下回ることのないよう調整を講じた場合の住民税負担額を示しています。  
 2 概算住民税負担額は一般の障がい者控除、基礎控除を適用した場合の概算額です。